

角田市除染実施計画（新旧対照表）

下線部分は変更部分

変 更 後 (案) <第3版>	現 行 (変更前) <第2版>																				
<p>1. 除染等の実施方針 (2) 計画の期間 本計画の計画期間は、平成24年4月1日から平成28年3月末日までとします。</p> <p>3. 除染の実施者及び実施区域</p> <p>市、県及び国は、それぞれ以下の区域等における除染等の措置を実施します。</p> <p>表3 除染対象及び実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>除染対象</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市が管理する施設や土地 市が管理しない下記以外の施設や土地 ※除染を行う場合は、住民等の協力を得て行うことを想定する。</td> <td>角田市</td> </tr> <tr> <td>県が管理する施設や土地 ※農地については、実施者及び実施方法を県と協議した上で決定予定。</td> <td>宮城県</td> </tr> <tr> <td>国が管理する施設や土地</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人が管理する施設や土地</td> <td>独立行政法人、<u>国</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>市が管理する公共施設、道路等は原則、市が国や県と連携し、除染を行うこととします。なお、市が管理しない私立幼稚園等は、空間線量率等を参考にし、施設管理者と協議の上、市が実施します。<u>(削除)</u> 一方、市が管理する施設や土地で優先順位が低いものは、空間線量率の低減対策として、きめ細かな清掃等を行います。また、市が管理しない住宅等についても同様に、所有者によるきめ細かな清掃をお願いしていきます。</p>	除染対象	実施者	市が管理する施設や土地 市が管理しない下記以外の施設や土地 ※除染を行う場合は、住民等の協力を得て行うことを想定する。	角田市	県が管理する施設や土地 ※農地については、実施者及び実施方法を県と協議した上で決定予定。	宮城県	国が管理する施設や土地	国	独立行政法人が管理する施設や土地	独立行政法人、 <u>国</u>	<p>1. 除染等の実施方針 (2) 計画の期間 本計画の計画期間は、平成24年4月1日から平成27年3月末日までとします。</p> <p>3. 除染の実施者及び実施区域</p> <p>市、県及び国は、それぞれ以下の区域等における除染等の措置を実施します。</p> <p>表3 除染対象及び実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>除染対象</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市が管理する施設や土地 市が管理しない下記以外の施設や土地 ※除染を行う場合は、住民等の協力を得て行うことを想定する。</td> <td>角田市</td> </tr> <tr> <td>県が管理する施設や土地 ※農地については、実施者及び実施方法を県と協議した上で決定予定。</td> <td>宮城県</td> </tr> <tr> <td>国が管理する施設や土地</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人が管理する施設や土地</td> <td>独立行政法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>市が管理する公共施設、道路等は原則、市が国や県と連携し、除染を行うこととします。なお、市が管理しない私立幼稚園等は、空間線量率等を参考にし、施設管理者と協議の上、市が実施します。また、<u>県立学校は県が除染しますが、これ以外の国、県、もしくは独立行政法人が管理する施設や土地に係る除染については、今後相談して定めることとします。</u> 一方、市が管理する施設や土地で優先順位が低いものは、空間線量率の低減対策として、きめ細かな清掃等を行います。また、市が管理しない住宅等についても同様に、所有者によるきめ細かな清掃をお願いしていきます。</p>	除染対象	実施者	市が管理する施設や土地 市が管理しない下記以外の施設や土地 ※除染を行う場合は、住民等の協力を得て行うことを想定する。	角田市	県が管理する施設や土地 ※農地については、実施者及び実施方法を県と協議した上で決定予定。	宮城県	国が管理する施設や土地	国	独立行政法人が管理する施設や土地	独立行政法人
除染対象	実施者																				
市が管理する施設や土地 市が管理しない下記以外の施設や土地 ※除染を行う場合は、住民等の協力を得て行うことを想定する。	角田市																				
県が管理する施設や土地 ※農地については、実施者及び実施方法を県と協議した上で決定予定。	宮城県																				
国が管理する施設や土地	国																				
独立行政法人が管理する施設や土地	独立行政法人、 <u>国</u>																				
除染対象	実施者																				
市が管理する施設や土地 市が管理しない下記以外の施設や土地 ※除染を行う場合は、住民等の協力を得て行うことを想定する。	角田市																				
県が管理する施設や土地 ※農地については、実施者及び実施方法を県と協議した上で決定予定。	宮城県																				
国が管理する施設や土地	国																				
独立行政法人が管理する施設や土地	独立行政法人																				

5. 除染のスケジュール

除染対象ごとの除染スケジュールは表5のとおりです。

表5 除染等のスケジュール

除染対象	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
保育所、幼稚園、学校	空間線量率等により、順次実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は対応		
通学路 公共施設、公園	市、所有者等によるきめ細かな清掃等の実施	空間線量率及び優先順位等により、判断し実施		
住宅及びこれに隣接する道路 商業施設、工場 農地、森林(生活圏付近) その他の道路				

5. 除染のスケジュール

除染対象ごとの除染スケジュールは表5のとおりです。

表5 除染等のスケジュール

除染対象	H24年度	H25年度	H26年度
保育所、幼稚園、学校	空間線量率等により、順次実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は対応	
通学路 公共施設、公園 住宅及びこれに隣接する道路 商業施設、工場 農地、森林(生活圏付近) その他の道路	市、所有者等によるきめ細かな清掃等の実施	空間線量率及び優先順位等により、判断し実施	

変更理由

変更箇所	変更理由
1. 除染等の実施方針 (2) 計画の期間	事業の進捗が遅れているため、計画の期間を1年延長する。
3. 除染の実施者及び実施区域中、表3	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)が管理する角田宇宙センター内の施設及び宿舎等について、JAXAの主務官庁である文部科学省が除染等を実施することになったため、角田市除染計画の実施者に反映させるもの。
3. 除染の実施者及び実施区域中、表3後段	文言の整理をする。 「また、県立学校は県が除染しますが、」という文言は、上段の表3と同じ内容をいっているため削除する。 「これ以外の国、県、もしくは独立行政法人が管理する施設や土地に係る除染については、今後相談して定めることとします。」という文言は1度でも相談していれば削除しても良い文言のため、それぞれ相談していることから、今回削除する。
5. 除染のスケジュール	計画期間の延長に伴い、表5の除染等のスケジュールも延長する。

